雇用保険の給付を受ける皆さまへ

平成28年１月から、雇用保険の申請にマイナンバーの記載が必要です。

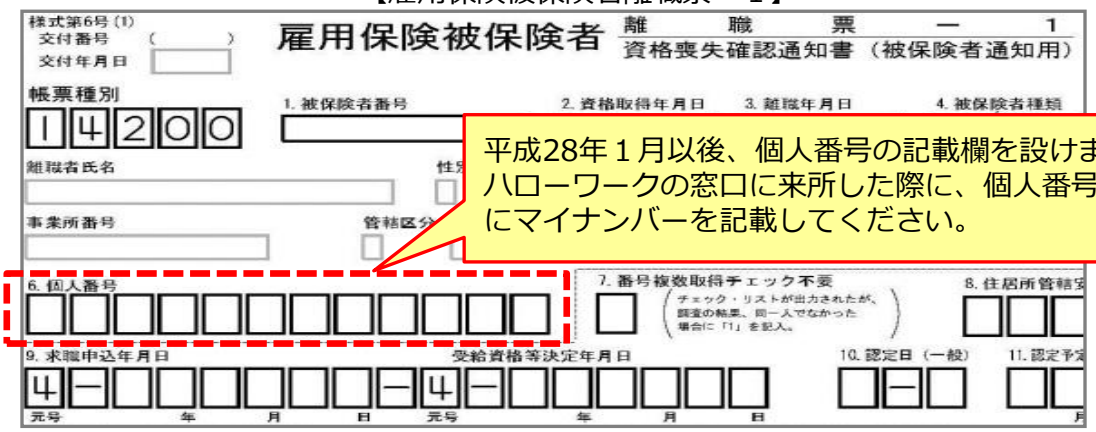


マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

１．雇用保険の失業給付の手続の際に、マイナンバーの記載が必要です

平成28年１月から、『**雇用保険被保険者離職票－１**』に、マイナンバーを記載することとなりました。
マイナンバーを記載する際はハローワークの窓口に来所いただき記入をお願いします。
今後は、他の行政機関等との間でマイナンバーを使用して情報連携を行うことで、国民の皆様の利便性の向上や効率的な運営を進めることとしています。

【雇用保険被保険者離職票－１】



※受給期間の延長申請を行う際には、雇用保険被保険者離職票-１を添付しないでください。
郵送等により離職票-１が添付されていた場合、離職票-１はハローワークで破棄します。
受給期間の延長事由が終了後、ハローワークの窓口で雇用保険の手続を行う際に離職票-1の再交付申請をお願いします。

このほかにも、以下の申請書などにはマイナンバーの記載が必要です。

① 教育訓練給付金支給申請書
② 教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書※
④ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書※
⑤ 介護休業給付金支給申請書※
⑥ 雇用保険日雇労働被保険者資格取得届
⑦ 未支給失業等給付請求書

（※） ※印の書類は、原則として、事業主が提出しますが、本人が提出することも可能です。本人が提出する場合は下記２の書類とともに、ハローワークに提出してください。

２．マイナンバーを用いる手続では、厳格な本人確認を行います

マイナンバーを用いる手続では、なりすまし防止のため、ハローワークにおいて、①番号確認（正しい番号であることの確認）、②身元（実在）確認（番号の正しい持ち主であることの確認）を行います。手続の際に以下の書類をお持ちください。

《本人確認の方法（概要）》

番号確認	身元（実在）確認
マイナンバーカード（マイナンバーカードは、番号確認と身元確認の両方に使えます）	
通知カード または 個人番号の記載のある住民票 （住民票記載事項証明書）	ａ～ｃのいずれか ａ　以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 ｂ　以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など ｃ　ａまたはｂがない場合は以下の書類から２つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

３．申請にあたっての留意事項

◆　本人の代理人が申請を行う場合（１の①～⑤、⑦の手続に限る）

○　本人の代理人が、１の①～⑤、⑦の手続きを代理で行う場合、委任状のほか、２の表にある本人の個人番号確認用の書類の写し及び代理人の身元（実在）確認も必要です。

◆　郵送による申請の場合（１の①～⑤、⑦の申請に限る）

○　紛失などの事故防止のため、追跡履歴の確認が可能な書留郵便などを利用してください。

○　郵送の場合でも、個人番号を用いる手続では、番号確認と身元（実在）確認が必要です。２の表にある確認用の書類の写しを同封の上、郵送してください。

○　郵送された書類の写しはハローワークで廃棄しますので、返却できません。

◆　離職票－１の個人番号欄は、ハローワークの窓口に来所いただいた際に、記入をお願いします。必ず２の確認書類をお持ちください。

◆　個人番号が記載されている書類が提出されたにも関わらず、２の確認書類の提示がない場合は、個人番号等の確認を行うことができないため、個人番号については登録ができません。この場合、個人番号の漏えいを防止するため、申請を受理した後、記載された個人番号をマスキングして書類を保管する場合があります。

４．よくあるご質問

Ｑ１　マイナンバーを記載して届け出ることは義務なのですか？

Ａ１　はい。雇用保険の給付を受ける方は、番号法※１と雇用保険法に基づき、雇用保険手続の際に、マイナンバーを届け出ることが義務づけられています※２。

※１正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

※２マイナンバーの記載が無い場合であっても、直ちに申請の受理を拒否するものではありませんが、後日マイナンバーの届け出のため、２．の確認資料をお持ちください。

Ｑ２　受給資格者証などの返戻書類には個人番号が記載されるのですか？

Ａ２　いいえ。返戻書類には個人番号は記載されません。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

◆電話番号：**０１２０－９５－０１７８（無料）**

※一部ＩＰ電話などでつながらない場合（有料）

・マイナンバー制度に関すること　０５０－３８１６－９４０５

・「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること　０５０－３８１８－１２５０

◆受付時間：平日　9:30～22:00

土日祝　9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く）

【ご注意ください】

ハローワークの職員がハローワークの窓口以外で、個人番号の提出をお願いすることはありません。また、電話やファクシミリ、郵送により提出をお願いすることもありませんので、ハローワーク職員と名乗る者から電話等があっても、絶対に個人番号を教えないようお願いします。